

報道関係者各位

令和7年11月5日

【照会先】

厚生労働省和歌山労働局

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 平井 裕弥

室長補佐 北野 康一

(電話) : 073(488) 1170

新中村化学工業株式会社 を「プラチナくるみん」認定！ －11月19日（水）、認定通知書交付式を行います－

和歌山労働局（局長 中山 始）は、新中村化学工業株式会社（和歌山県和歌山市：代表取締役 なかむら けんすけ 中村 謙介）を「プラチナくるみん」企業として認定しました。

つきましては、下記により、認定通知書交付式を開催いたします。

「**プラチナくるみん認定**」とは、男女の高い育児休業等の取得実績に加え、所定外労働の削減等の働き方に係る措置で数値目標を達成すること、出産から1年後の女性労働者の在職割合が90%以上であること等、12項目ある認定基準を満たした場合に、**優良な子育てサポート企業**であるとして**プラチナくるみん認定**を受けることができます。

プラチナくるみん認定には、あらかじめくるみん認定またはトライくるみん認定の取得が必要です。認定を受けると、認定マークを商品、広告などに表示することができ、企業イメージの向上などが期待できるほか、ハローワークの求人票などにも認定マークを掲載できるので、優秀な人材の採用・定着にもつながります。

1 日時： **令和7年11月19日（水）午前11:00～**

2 場所： 和歌山労働局 6階会議室 電話073-488-1170

（所在地）和歌山市黒田二丁目3番3号

3 主催： 和歌山労働局

4 内容：（1） プラチナくるみん認定通知書交付

（2） 局長祝辞

（3） 認定企業コメント

（4） 写真撮影

（5） 認定企業との意見交換

5 その他： **取材・撮影をお受けします。（事前登録のお願い）**

取材にお越しいただける場合は、お手数ですが、交付式前日の **18日（火）**

10:00までに、右上記載の担当（平井または北野）あて、ご連絡をお願いします。



特例認定マーク
(プラチナくるみん)

<添付資料>

1. プラチナくるみん認定基準達成状況
2. 和歌山県内認定企業名一覧（令和7年9月末日現在）
3. プラチナくるみん認定基準

新中村化学工業株式会社

【認定日】 令和7年10月14日

【事業所概要】

- ・所在地：和歌山市
- ・業種：化学工業
- ・労働者数：231人（うち女性24人）
- ・<https://www.shin-nakamura.com/>



特例認定マーク
(プラチナくるみん)

特例認定基準の達成状況

認定基準(抜粋)	達成状況
認定基準 3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 目標： ①年次有給休暇の取得率を <u>60%以上</u> とする。 ②ハラスメント等に関する研修を <u>年1回</u> 実施する。	◎達成◎ ①直近事業年度の年次有給休暇取得率 <u>60.4%</u> ②令和4年度…2回実施 (令和4年6月及び12月) 令和5年度…1回実施 (令和6年3月)
認定基準 7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。	◎達成◎ ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる <u>短時間勤務制度</u> あり。
認定基準 9 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれかについて、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。 ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	◎達成◎ ・毎週水曜日をノー残業デーとし、毎週水曜日に社内イントラネットにて周知している。 ・毎月各課の年次有給休暇取得状況をグラフにして公表している。 ・令和4年10月1日～9月30日…68.6% ・令和5年10月1日～9月30日…60.4% ・令和3年4月21日通達（4月1日～）～行動指針により在宅勤務を推奨し実施
認定基準 10 次の（１）または（２）のいずれかを満たしていること。 （１）子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が <u>90%以上</u> であること。 （２）子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が <u>70%以上</u> であること。	◎達成◎ （１）子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合 <u>100%</u>



認定基準1～12をすべて満たし、プラチナくるみん認定を取得



プラチナくるみんプラス認定企業

	企 業 名	所在地	認定年
1	きのくに信用金庫	和歌山市	2023

プラチナくるみん認定企業

	企 業 名	所在地	認定年
1	太洋工業株式会社	和歌山市	2018
2	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2018
3	きのくに信用金庫	和歌山市	2019
4	株式会社インテリックス	和歌山市	2024

くるみん認定企業

	企 業 名	所在地	認定年
1	社会福祉法人皆楽園	岩出市	2010
2	太洋工業株式会社	和歌山市	2012、2014
3	株式会社 松源	和歌山市	2013
4	社会福祉法人 和歌山つくし会	岩出市	2013
5	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田川町	2013、2016
6	社会福祉法人愛光園	かつらぎ町	2013
7	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2013、2016
8	医療法人誠佑記念病院	和歌山市	2014
9	医療法人裕紫会 中谷病院	和歌山市	2014
10	社会福祉法人黒潮園	新宮市	2014
11	紀陽情報システム株式会社	和歌山市	2014
12	株式会社タカヨー	海南市	2014
13	きのくに信用金庫	和歌山市	2016
14	社会福祉法人 紀伊松風苑	和歌山市	2018
15	株式会社オークワ	和歌山市	2019
16	株式会社駒場工務店	日高川町	2019
17	株式会社インテリックス	和歌山市	2020
18	セイコーメディカル株式会社	和歌山市	2020
19	医療法人 藤民病院	和歌山市	2021
20	社会福祉法人寿敬会	和歌山市	2022
21	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市	2022
22	社会福祉法人順風会	和歌山市	2022
23	新中村化学工業株式会社	和歌山市	2022
24	株式会社農業総合研究所	和歌山市	2023
25	株式会社松谷佛具店	橋本市	2023
26	株式会社アワーズ アドベンチャーワールド	白浜町	2023
27	福原ニードル株式会社	白浜町	2024
28	和歌山ノーキョー食品工業株式会社	海南市	2025
29	株式会社浅川組	和歌山市	2025

プラチナくるみん認定基準



- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。
 - (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。
 - (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。

② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせ計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
- 7 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。
 - (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

9 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

①所定外労働の削減のための措置

②年次有給休暇の取得の促進のための措置

③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

10 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1)子を出産し女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。

(2)子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が70%以上であること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

11 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

12 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

○プラチナくるみんマークは、以下の12色のいずれも使用できます。

